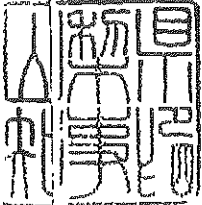


裁 決 書



審査請求人

[Redacted name and address]

処分庁

富士吉田市福祉事務所長

審査請求人が平成30年4月18日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第14号。以下「法」という。）による保護変更に関する処分に対する審査請求（事件番号：[Redacted]）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成24年2月15日、処分庁は、審査請求人に対して生活保護の適用を開始した。
- 2 平成24年3月15日、審査請求人がアパートに入居した当初、アパートの契約ガスはLPガス（[Redacted]）であり、ガスの開栓のためには10,000円の預かり保証金を預け入れる必要があることから、平成24年3月16日、審査請求人は同額を[Redacted]に預け入れた。
- 3 平成29年6月21日、審査請求人が居住するアパートの契約ガスが都市ガス（[Redacted]）に切り替えられたことから、審査請求人は、[Redacted]に対し平成29年9月4日付けで預かり保証金10,000円の返金を申請し同額の返金を受けるとともに、平成29年12月27日付けの生活保護費支給通知の受領書への記載により処分庁に対し10,000円の返金について報告した。
- 4 処分庁は、審査請求人が[Redacted]から返金を受けた預かり保証金10,000円を収入とし

- て認定し、平成30年1月25日付けで保護決定(変更)通知書を審査請求人に通知した。
- 5 平成30年4月18日、審査請求人は、山梨県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 平成24年3月のガス開栓にあたり必要な預かり保証金10,000円について、一時扶助を求めたが支給を受けられなかった。このため、保護費による生活を切り詰めることで支払った預かり保証金が返金されたことで、当時に損なった最低生活を回復するものであることから、この返金は収入認定されるべき性質の金銭ではない。
- 保護期間中、保護費のやり繰りによって生じた預貯金は収入認定されないという秋田地裁の判決があり、また、東京都生活保護運用事例集では、保護費のやり繰りによって購入した物品を売却しても収入認定の対象とはならないとされている。
- (2) 仮に、10,000円の返金を収入と見なすにしても、厚生省事務次官通知によれば、保険金その他の臨時的収入については、その額が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされており、何らの控除がなされていないのは、明らかに不当である。
- (3) 以上のことから、審査請求人は、預かり保証金をめぐり最低限度の生活を合わせて20,000円下回る生活を強いられており、日本国憲法第25条並びに生活保護法第1条及び同法第3条に反し、違憲・違法であることから、本件処分の取り消しを求める、というものである。
- (4) また、処分庁の弁明中、「返還金を収入として受け取っている」「返還金は予想されるべき収入ではないため、臨時収入として判断し、8,000円を超える2,000円についてのみ収入認定する」に対しては、預かり保証金はガス使用量の完納をもって審査請求人に返金されたものであり、それを収入と見なされたのでは、ガス使用量を滞納し預かり保証金を未納料金の支払いに充当される者との公平性が全く保たれない、と主張している。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は預かり保証金の返金(以下「返還金」という。)を収入として受け取っている現状があるため、収入認定は行わなければならないと判断する。
- (2) 審査請求人が処分庁の担当ケースワーカーの訪問や面接に応じていない状況であり、本件に際しても連絡を取り合うことができず、コミュニケーションを十分にとることができなかったことから、処分庁は、返還金については、厚生省社会局長通知第8-1-(5)の「その他収入」と判断した。
- (3) しかし、本審査請求を受け処分庁内で再検討した結果、都市ガスへの切り替えにあたっての返還金は予測されるべき収入ではないため、厚生省事務次官通知第8-3-(2)の「臨時収入」として判断し、8,000円を超える2,000円についてのみ収入認定する、としている。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護法

第1条は、「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度の応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と規定し、第3条は、「健康で文化的な生活水準の維持」を規定している。

第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発第123号厚生省事務次官通知）

第8-3-(2)エ その他の収入(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)は、「その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定している。

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第8-1-(5) その他の収入には、(1)勤労(被用)収入、(2)農業収入、(3)農業以外の事業(自営)収入、(4)恩給、年金等の収入、以外の収入はその全額を当該月の収入として認定することと記載されている。

(4) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）

第3-18)には、生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等について、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段(収入の未申告等)により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を臆取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえないと記載されている。

2 本件処分について

(1) 審査請求人は、平成24年2月15日付けで生活保護の適用を受けた後、同年3月15日に入居したアパートの契約ガスのガス栓開封のために必要な預かり保証金10,000円を、保護費をやり繰りすることで支払っている。

(2) 処分庁は、審査請求人の入居アパートの契約ガス変更に伴い、ガス会社から審査請求人に返金された預かり保証金10,000円を収入と認定し、審査請求人の保護変更処分を行った。

(3) しかしながら、1(4)に示す課長通知によれば、保護費のやり繰りによって生じた預貯金

等について、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとされている。

- (4) 本件返還金は、審査請求人が煮炊きや入浴のためガスの使用が必要であり、保護費をやり繰りしアパートの契約ガス会社に預けた金銭であることから、その使用目的は生活保護の趣旨目的に反したのではないと解される。
- (5) このため、アパートの契約ガス会社に変更されたことにより、審査請求人のもとに返金された金銭は活用すべき資産には当たらず、返還金を収入と認定した処分庁の判断は不当と言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年6月1日

審査庁 山梨県知事 後藤 清

